

資料 1 : 施設・土地委員会規則

○施設・土地委員会規則

〔平成22年5月12日〕
〔法人規則第32号〕

施設・土地委員会規則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学に、施設整備及び土地資産に関する重要事項について審議するため、施設・土地委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の整備、維持管理及び有効活用（以下「施設整備等」という。）に係る基本方針に関すること。
- (2) 施設整備等に係る計画に関すること。
- (3) 施設整備等に係る課題に関すること。
- (4) 土地資産に係る利用計画に関すること。
- (5) その他施設及び土地に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 施設を担当する副学長
- (2) 研究を担当する副学長
- (3) 博士課程の研究科の研究科長又は当該研究科長が推薦する者 1人
- (4) 財務部長
- (5) 施設部長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第3号（博士課程の研究科の研究科長を除く。）及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことはできない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門的な事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該調査検討事項に関し識見を有する者のうちから、学長が指名又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該調査検討が終了したときは、退任するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設部施設企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この法人規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成22年5月12日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人筑波大学施設計画室規程（平成17年法人規程第8号）は、廃止する。